

氏名	山本珠美
学位(専攻分野)	博士(教育学)
学位記番号	博教教乙 第2号
学位授与の日付	2019年3月9日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	官立高等教育機関における「大学拡張」の歴史的研究 —明治期から戦後初期までの日本型大学拡張の成立・展開過程をめぐ る考察—
論文審査委員	主査教授 鈴木真理 副査教授 樋田大二郎 副査教授 杉本卓 副査教授 杉谷祐美子 副査 慶應義塾大学教授 米山光儀

## 論文の内容の要旨

山本珠美

### [本論文の目的等(序章)]

本論文の目的は、日本に大学が誕生した明治初期から第二次世界大戦後の新制大学誕生後までの約70年間における大学拡張の歴史を、官立高等教育機関に主たる焦点を当て、文部省の施策との関連性に配慮しつつ考察することである。

日本の大学拡張に関する先行研究においては、東京専門学校(のち早稲田大学)をはじめとする一部私学の講義録の取組を除けば、欧米の University Extension に類する運動・実践は存在せず、大学等の教授職にある者と在野の知識人が共同で展開した「大学拡張的文化運動」、すなわち、高等教育機関ではない機関による実践こそが高等教育・専門教育レベルの研究成果と教育機会の社会的普及を担っているとされてきた。このような言説が作られたのは宮原誠一『教育と社会』や田中征男『大学拡張運動の歴史的研究：明治・大正期の「開かれた大学」の思想と実践』によるところが

大きく、彼らは主に英国をモデルに大学拡張を「国民の教育要求の下からの組織化としての民間の教育運動」と規定していた。しかしながら、このように定めることによって、この定義から外れる事象である帝国大学等の官立高等教育機関がその自主性・組織性に基づき実施した事業については、十分に明らかにされてこなかった（本論文では、大学拡張の「大学」を、当時の法令上の「大学」ととどめず、戦後新制大学の母体となる他の高等教育機関を含むものとして使用している）。

背景には大学拡張に関する各大学沿革史の記述が十分でないという事情もある。沿革史は正規の学生教育あるいは研究に関するものが中心であり、大学拡張についてはおおむね扱いが皆無ないしは貧弱である。ただし、それらに大学拡張の動向に関する記述がない（乏しい）ということは、取組が行われていなかった（乏しかった）ことを意味しない。大学拡張は第二次世界大戦以前には制度外存在であったが、実践の萌芽は日本に大学が誕生した直後から見られ、私学のみならず官立高等教育機関においても多様な実践が行われていた。

本論文では大学拡張を「学外者に対し、高等教育機関の有する教育機能の利用機会を拡張する、各機関の自主性と組織性に基づく取組」と定義した。そして、その取組には多様なものが含まれていることから、大学等そのものに公衆を招き入れる「学内型大学拡張」と、大学等の立地場所から離れて学外に出向く「学外型大学拡張」の2つに大きく分類した。「学内型大学拡張」には、公衆誰でも聴講可能な「通俗講談会」、教員や医師など特定の条件を持つ人々の現職教育のために行う「講習会（科）」、そして大学施設そのものを公開する「施設公開」がある（大正後期になると文部省委嘱成人教育講座も含まれる）。一方の「学外型大学拡張」は、講義内容の冊子（講義録）を届ける「通信教育」、大学教員等が地方に出向いて現地で講義を行う「巡回講演」、さらに、社会事業の一種として、都市下層民の住む地域に住みながら社会改良に取り組む「セツルメント」がある。官立校を中心とする本論文では「学内型大学拡張」が記述の中心となっている。そして、これらの取組について4つの論点、すなわち（1）高等教育機関の自主性と組織性に基づく取組としての「大学拡張」とその多様性、（2）「通俗」をめぐる相克、（3）文部省通俗教育・社会教育施策との関わり、（4）学内体制、を設定し、その観点から論じることとした。

論述にあたっては、文部省の施策を区切りとして、五期の時代区分を設けた。第一期【萌芽期】は、明治17（1884）年文部省が東京大学に通俗講談会の開催を許可してから、明治39（1906）年文部省普通学務局長により各地で通俗講談会開催と学校開放

が奨励されるまでであり、東京大学で各種の拡張事例がスタートした時期である。第二期【波及期】は明治末期から文部省に通俗教育を専管する普通学務局第四課が設置された大正8（1919）年までで、【萌芽期】に東京大学で始まった取組が後続の帝国大学等に広がっていく時期である。第三期【展開期】は普通学務局第四課が、社会教育課を経て社会教育局となり、昭和17（1942）年に廃止されるまでで、文部省の積極的な大学拡張施策の後押しを受け、原敬内閣「高等諸学校創設及拡張計画」により各府県（沖縄を除く）に設置された高等教育機関などでも実施される時期である。そして、第二次世界大戦が終わるまでの第四期【中断期】を経て、第五期【制度化期】は昭和20（1945）年の敗戦からの約10年間、戦後教育改革により大学拡張が一旦盛況となりつつもトーンダウンしていく時期である。本論文では中断期を除く各期における特徴的な動向を検討した。

#### [第1～6章の内容]

第1章「学内型大学拡張の類型と起源：東京大学の取組—萌芽期（1）—」では、わが国の高等教育史上最も初期の頃から、学外者に高等教育機関の活用を促す試みがなされてきたという事実を明らかにするため、萌芽期における東京大学（のち帝国大学を経て東京帝国大学）の学内型大学拡張を取り上げた。これは3つの型からなる。第一は公衆に学術を平易に説明する「通俗講談会」で、明治17（1884）年理医学講談会として始まり、帝国大学改組後は大学通俗講談会となった。「政務ニ関スル事項ハ之ヲ講演スベカラス」という条件のもと、政談演説とは異なる「学術演説」としてはじめられたもので、18世紀欧米の科学啓蒙の流れを汲んだ取組であり、一人あたり数十分で完結する講義を1ヶ月に2日程度、数百人の聴衆向けに幅広く話題提供していた。理学部長菊池大麓をはじめ、理系中心に多数の教授たちが関わり、実験・実演等を含むパフォーマンスで人気を博した。第二は医師や教員の現職教育としての「講習会（科）」で、明治22（1889）年に設けられた医科大学国家医学講習科や、明治31（1898）年開始の理科大学附属臨海実験所の動物学臨海実習会などである。1ないし少数の教員が1～数ヶ月にわたって一週あたり数回の連続講義を、数十名程度の受講生に行うもので、本格的に専門知識を教授するこの講習会（科）には多くの受講希望があった。そして第三は「施設公開」で、明治32（1899）年から明治33（1900）年にかけて菊池大麓総長の肝煎りで開催された全学展覧会をきっかけに、その後工科大学建築学科や史料編纂掛などで時々実施されるようになった。新聞・雑誌上に大学批判が掲載され

る中、対外的には大学の真の姿を見せる広報の一環として、学内的には部局間の相互理解を促すために始まった。「通俗講談会」「講習会（科）」「施設公開」の3種の取組は、その後明治後期に各地の官立高等教育機関に波及する。

第2章「学外型大学拡張の類型と起源—萌芽期（2）—」では、遠隔地に学問を届ける活動としての学外型大学拡張について、その類型と起源を明らかにした。高等教育機関の立地された場所において、学生以外の公衆を当該機関に招き入れる活動としての学内型大学拡張だけでは、大学等が東京をはじめ一部都市にしか存在しなかった時期において、その恩恵を受けられるのは立地場所周辺の一握りの公衆に限られる。学問の東京一極集中を打破し、地方の新知識を渴望する学習者層に学問を届ける学外型大学拡張も必要であった。その起源は、明治10年代後半に法学系私学によってはじめられた講義録と校外生制度であり、これは「通信教育」のはじまりと位置づけられる。一方、明治23（1890）年に第一回が開催された学士会通俗学術講談会は、「巡回講演」の濫觴とされる。第一回目は地方から多くの人が上京する第三回内国勸業博覧会にあわせて東京で開催されたものの、第二回以降は、名古屋、仙台、大阪、京都を巡回して実施した。この取組が刺激となって、地方在住の学士たちによる独自の学術講談会も各地で行われた。

第3章「大学拡張の広がり：京都帝国大学を中心に—波及期—」では、地方都市に高等教育機関が設立されつつある中、京都帝国大学、その他各地の大学等でどのような学内型大学拡張が実施されたのかを検討した。日露戦争中の通俗講談会流行りを背景とする明治39（1906）年文部省普通学務局長通牒「通俗教育ニ関スル事」は、地方長官に宛てたものであって高等教育機関に発出されたものではないが、5年後の明治44（1911）年5月には文部省に通俗教育調査委員会が設置され、同年11月、帝国大学総長、直轄諸学校長に対して「各帝国大学及直轄学校ニ於テハ成ルヘク多クノ機会ヲ利用シテ通俗講演会ヲ開催シ広く一般公衆ヲシテ最簡易ナル方法ニ依リ之ヲ聴講セシメラレタキコト」という文部次官通牒が出された。「通俗講談会」は、明治30年代以降各地に設立される帝国大学や高等工業学校を中心に明治40年代に入り本格化するが、萌芽期では大学拡張に対し制約的に働いた文部省が、日露戦争後に奨励策へと舵を切り、それが推進を後押しした。ただし、通俗教育調査委員会が設置された背景には明治43～44（1910～1911）年の大逆事件があり、文部省は社会主義の浸透に対抗し「国民思想の健全化」「国民道徳の涵養」を通俗教育の目的として前面に押し出すようになった。「公衆に学術を平易に説明する」ととどまらない使命を帯びることになっ

た通俗教育には、高等教育機関と相容れない要素もあった。

一方、京都帝国大学では「講習会（科）」も実施されるようになった。明治41（1908）年京都医科大学に講習科が設置されるにあたっては、欧米の大学拡張に類する取組を実施したいという文部省出身第2代総長岡田良平の意向が働いた。また、第3代総長菊池大麓の時代には夏期講演会が開始されたが、全分科大学関与のもと、明治43（1910）年から28年間継続的に実施された戦前における稀有な実践事例である。これは「講習会（科）」に「通俗講談会」要素を加えた折衷形式で、受講生の多くは教員であった。医師や教員が参加する同様の講習会（科）は、東北、九州の帝国大学でも実施された。さらに「施設公開」については、創立記念日の校内開放という形式が各地の高等教育機関で見られるようになり、一部では図書館の公開も実施されるようになった。このような学内型大学拡張の地方都市での広がりを考えるにあたり、各高等教育機関の地方文化への貢献という視点は重要である。地元からの金銭的な援助を受けることもあった高等教育機関は、通俗講談会等の実施や諸施設の公開という形を取って、地元の期待に応える必要があった。そして、これらの取組は軒並み「美挙」と報じられた。

第4章「実業専門学校のエクステンション—展開期—」では、学内型大学拡張の地方都市への更なる広がりを、従来の大学拡張研究では等閑視されていた実業専門学校に焦点を当てて、その実態を明らかにした。大正8（1919）年の原敬内閣による高等諸学校創設及拡張計画に基づき、大正末期には沖縄を除くすべての府県に少なくとも一校ずつ官立高等教育機関が設置されたが、地方に当該地域の期待を背負って設置されたこれらの諸校は、地域指向を持っていた。第4章で取り上げた神戸高等商業学校、高松高等商業学校、長岡高等工業学校には、それぞれ商業研究所、商工経済研究室、科学工業博物館という研究機能を持つ組織が企業や縣市などの寄付金によって作られ、あわせて当該地方在住の人々（勤労者など）のための文化センター・学習センター的役割を果たしていた。神戸高等商業学校が大正8年に設立した商業研究所は、その目的に調査研究に加え「講演会講習会其他ノ集会ノ開催」を掲げており、大正9（1920）年から昭和15（1940）年にかけて計54回の公開講演会が開催され、その成果は『商業研究所講演集』（全93冊）として公刊された。高松高等商業学校が大正13（1924）年に設立した商工経済研究室も組織的な活動を展開しており、公開講演会、文部省主催成人教育講座、展覧会、映画会等が行われた。教授等の講師派遣は計634回にも及ぶものだった。また、長岡高等工業学校は、大正15（1926）年、常設展示や企画展のほか、通俗講演、当業者（工業者）に対する専門講演会・短期講習会を行うことを目標

に掲げた科学工業博物館を開館した。

なお、文部省普通学務局第四課(のち社会教育課を経て社会教育局)は、大正12(1923)年度から昭和17(1942)年度まで、大学・直轄学校等に委嘱する成人教育講座を実施しており、同講座は主に地方都市での学内型大学拡張の一部を構成した。成人教育講座は、明治末期の通俗教育調査委員会以来の思想善導色が濃いものとして、同時代に長野県を中心に展開された農村青年の主体的学習活動である自由大学運動と比べて批判されるが、一方、第二次世界大戦後の社会教育局による大学開放講座の前身として位置付けられる取組であり、戦後の基礎を築いたという側面もある。

第5章「学生巡回講演」では、大学拡張の担い手として学生に注目し、展開期における主に関西圏の大学等が実施した学生巡回講演の実態を明らかにした。日本の学生の大学拡張への関わりとしては、大正初期の星島二郎らの学生による『大学評論』の刊行や、大正末から昭和初期にかけての東京帝国大学セツルメントが知られているが、学生による地方巡回講演も盛んであり、各校の弁論部・講演部および県人会が教員・校友(卒業生)や新聞社の協力を得て実施したその取組は大正末期頃に全盛期を迎えた。文部省普通学務局が実施した調査「直轄学校・公私立大学・高等学校・専門学校ニ於ケル学校拡張事業実施状況」(昭和2年度)でも、各校主催の通俗講談会、講習会、展覧会等々と並んで、学生の課外活動による対外的取組も学校拡張の一部としていたが、その多くは学外型大学拡張の流れを汲む、学友会(校友会)講演部等による巡回講演であった。例えば、香川県では大正15(1926)年7月の1ヶ月間に5大学1専門学校(東京3校、大阪3校)による巡回講演が行われ、後援している地元紙『香川新報』は連日大きなスペースを割いて報道していた。

さて、第二次世界大戦中の中断期を経て、戦後には制度化期を迎える。

第6章「戦後の大学拡張—制度化期—」では、戦後の各種公開講座をめぐる動向を検討した。昭和21(1946)年3月31日に連合軍最高司令官マッカーサーに提出された『米国教育使節団報告書』の勧告を受けて、戦前は制度外存在だった大学拡張は、その一部が公開講座として法律に位置づけられた。学校教育法「第五章 大学」に「第69条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる」という条文が設けられたのである。終戦2ヶ月後に復活した文部省社会教育局は、戦前の展開期の成人教育講座を「文化講座」「専門講座」「夏期講座」(総称して「大学開放講座」)と改めて推進したが、それは昭和24(1949)年社会教育法に条文化されることで法的根拠を得た。一方、大学学術局では、教育職員免許法および関連法が整備され、教員の新旧免

許状切り替えという課題に応じる必要が生じたため、昭和25（1950）年以降、教員養成学部・課程を持つ各国立大学において公開講座としての「現職教育講座」が実施された。それを後押しするため、GHQ/CIEと文部省の共同による教育指導者講習（IFEL）には「公開講座」の科目も開設され（講師は東イリノイ州立カレッジのエクステンション・ディレクターBryan Heise）、新制大学における公開講座のあるべき姿が示された。「現職教育講座」は社会教育局の「大学開放講座」と比較にならないほど大規模に実施された。このように昭和20年代半ばまで順調に進んだと見えた法整備とそれに伴う取組にもかかわらず、昭和30（1955）年頃には、緊縮財政により公開講座は大きく退行を余儀なくされてしまった。旧制大学から新制大学へと改革が進む中、大学基準協会が昭和22（1947）年に作成した大学の最低基準である「大学基準」には公開講座に関する記述がなかったことも一因と考えられる。

一方、大学拡張に熱心な動きを見せていたのは占領下沖縄である。戦前唯一高等教育機関の存在しなかった沖縄に米軍によって新設された琉球大学では、ミシガン州立大学の指導の下、校外普及部（のち研究普及部）を設けて幅広い「普及講座」を実施していた。琉球大学の事例は、戦後の大学拡張にはオルタナティブな選択があり得たことを示している。

## [総括（終章）]

終章では時代区分に従って日本型大学拡張の成立・展開過程をまとめるとともに、4つの論点について官立高等教育機関における大学拡張の実態を総括した。

第一は高等教育機関の自主性と組織性に基づく取組としての「大学拡張」とその多様性である。各機関が実施した取組は、学内型大学拡張から学外型大学拡張まで形態面で多様性が見られるとともに、対象者、目的、担い手においても様々であったことが確認された。

第二は「通俗」をめぐる相克である。近代国家形成過程で新規に設置された日本の高等教育機関には「通俗講談会」による学問の広報・普及啓発が求められた一方、大学拡張として提供する教育はあくまでも正規の大学教育と同水準であるべきであると通俗性に対して批判的な者も存在した。「講習会（科）」や「成人教育講座」はある程度専門知識を体系的に学ぶ場となっていたが、教える側の枠組み（講義回数・時間等）にせよ学習成果の評価にせよ、そのためのフォーマットや基準が存在していたわけではなかった。

第三に文部省通俗教育・社会教育施策との関わりについてである。萌芽期には大学の主体的取組に制約を課していた文部省であるが、波及期には奨励へと転じ、展開期になると成人教育講座の委嘱という形でより積極的に関わるようになり、戦後は制度化へと進展した。大学拡張は本来大学自らが主体的に行うべきものであるとは、大正期の乗杉嘉壽や戦後初期の文部当局において繰り返されたフレーズであるが、波及期以降、とりわけ展開期・制度化期の予算措置を伴う委嘱という手段が官立の高等教育機関に与えた影響は小さくなかった。

第四は学内体制である。戦前には複数の分科大学（学部）が関与する全学的な取組として実施されていたものもあるが、多くは附置研究所、分科大学（学部）の附属機関や付設教育課程、等々、それぞれの部局が大学拡張に関する業務を実施していた（他に学生が主体となった例もある）。戦後、社会教育局、大学学術局が大学拡張の専門部局を設けることを提唱したが、当時実現することはなかった。

最後に今後の研究課題を6点挙げて、本論文を終えた。

### 審査の結果の要旨

山本珠美氏より提出された学位申請論文について、審査を行った結果を以下の通り報告する。

#### [論文の性格と特徴]

本論文は、日本における大学拡張の歴史を明治初期から第二次大戦後の新制大学誕生時期までの約70年間にわたって追ひ、特に官立高等機関を中心として文部省の政策との関連性に注目しつつ考察したものである。

明治期以降の日本における大学拡張に関して、東京大学・京都帝国大学・神戸高等商業学校・高松高等商業学校・長岡高等工業学校等の事例に即して丹念に収集された資料をもとにした実証的な研究として位置づくもので、4つの論点、すなわち（1）高等教育機関の自主性と組織性に基づく取組としての「大学拡張」とその多様性、（2）「通俗」をめぐる相克、（3）文部省通俗教育・社会教育施策との関わり、（4）学内体制、を設定し、その観点から論じたものである。

#### [論文の構成と概要]

本論文は、序章、第1章から第6章、終章で構成されている。第1章から第6章は、

文部省の施策を区切りとして、五期の時代区分を設け、基本的に各章ごとにそれぞれの時期における大学拡張の特徴・展開が記述されている。

第一期【萌芽期】は、明治17（1884）年文部省が東京大学に通俗講談会の開催を許可してから、明治39（1906）年文部省普通学務局長により各地で通俗講談会開催と学校開放が奨励され、東京大学で各種の拡張事例がスタートした時期である（第1章・第2章）。第二期【波及期】は明治末期から文部省に通俗教育を専管する普通学務局第四課が設置された大正8（1919）年までで、東京大学で始まった取組が後続の帝国大学等に広がっていく時期である（第3章）。第三期【展開期】は普通学務局第四課が、社会教育課を経て社会教育局となり、昭和17（1942）年に廃止されるまでで、文部省の積極的な大学拡張施策の後押しを受け、原敬内閣「高等諸学校創設及拡張計画」により各府県（沖縄を除く）に設置された高等教育機関などでも実施される時期である（第4章）。そして、第二次世界大戦が終わるまでの第四期【中断期】を経て、第五期【制度化期】は昭和20（1945）年の敗戦からの約10年間、戦後教育改革により大学拡張が一旦盛況となりつつもトーンダウンしていく時期である（第6章）。なお、第5章は、【展開期】における大学拡張の担い手としての学生に関する検討がなされている。

序章においては、問題意識が開陳され、先行研究の位置づけ、本論文の視座、研究方法、構成が示され、博士学位申請論文として十分な前提条件が整っていることが確認される。

大学拡張を「学外者に対し、高等教育機関の有する教育機能の利用機会を拡張する、各機関の自主性と組織性に基づく取組」と定義するが、その取組は多様であり、大学等そのものに公衆を招き入れる「学内型大学拡張」と、大学等の立地場所から離れて学外に出向く「学外型大学拡張」の2つに大きく分類している。「学内型大学拡張」は、公衆誰でも聴講可能な「通俗講談会」、教員や医師など特定の条件を持つ人々の現職教育のために行う「講習会（科）」、そして大学施設そのものを公開する「施設公開」があることが示され、「学外型大学拡張」は、講義内容の冊子（講義録）を届ける「通信教育」、大学教員等が地方に出向いて現地で講義を行う「巡回講演」、さらに、社会事業の一種として、都市下層民の住む地域に住みながら社会改良に取り組む「セツルメント」があることが示される。官立校を中心とする本論文では「学内型大学拡張」が記述の中心になることが述べられている。

第1章「学内型大学拡張の類型と起源：東京大学の取組—萌芽期（1）—」では、わが国の高等教育史上最も初期の頃から、学外者に高等教育機関の活用を促す試みが

なされてきたという事実を明らかにするため、萌芽期における東京大学（のち帝国大学を経て東京帝国大学）の学内型大学拡張を取り上げており、「通俗講談会」「講習会（科）」「施設公開」の3種の取組について資料に基づいて詳述がなされ、その後明治後期に各地の官立高等教育機関に波及することが示されている。

第2章「学外型大学拡張の類型と起源—萌芽期（2）—」では、遠隔地に学問を届ける活動としての学外型大学拡張について、その類型と起源を明らかにしている。高等教育機関の立地された場所において、学生以外の公衆を当該機関に招き入れる活動としての学内型大学拡張だけでは、大学等が東京をはじめ一部都市にしか存在しなかった時期において、その恩恵を受けられるのは立地場所周辺の一握りの公衆に限られる。学問の東京一極集中を打破し、地方の新知识を渴望する学習者層に学問を届ける学外型大学拡張も必要であり、明治10年代後半に法学系私学によってはじめられた講義録と校外生制度は「通信教育」のはじまりと位置づけられる。また明治23（1890）年に始まる学士会通俗学術講談会は、「巡回講演」の濫觴とされており、この取組が刺激となって、地方在住の学士たちによる独自の学術講談会も各地で行われたことが示されている。

第3章「大学拡張の広がり：京都帝国大学を中心に—波及期—」では、地方都市に高等教育機関が設立されつつある中、京都帝国大学、その他各地の大学等でどのような学内型大学拡張が実施されたのかを検討している。「通俗講談会」は、明治30年代以降各地に設立される帝国大学や高等工業学校を中心に明治40年代に入り本格化するが、萌芽期では大学拡張に対し制約的に働いた文部省が、日露戦争後に奨励策へと舵を切り、それが推進を後押ししたことが指摘され、明治44（1910）年に通俗教育調査委員会が設置（明治44年）された背景には大逆事件があり、文部省は社会主義の浸透に対抗し「国民思想の健全化」「国民道徳の涵養」を通俗教育の目的として前面に押し出すようになっており、「公衆に学術を平易に説明する」にとどまらない使命を帯びることになった通俗教育には、高等教育機関と相容れない要素もあったことが示される。京都帝国大学では「講習会（科）」も実施されるようになったこと、このような学内型大学拡張の地方都市での広がりをみたことが資料によって示されている。各高等教育機関の地方文化への貢献という視点は重要であることが指摘され、地元からの金銭的な援助を受けることもあった高等教育機関は、通俗講談会等の実施や諸施設の公開という形を取って、地元の期待に応える必要があった点が注目されている。

第4章「実業専門学校のエクステンション—展開期—」では、学内型大学拡張の地

方都市への更なる広がりや、従来の大学拡張研究では等閑視されていた実業専門学校に焦点を当て、その実態を明らかにしている。ここでは、神戸高等商業学校、高松高等商業学校、長岡高等工業学校が事例として取りあげられるが、それぞれ商業研究所、商工経済研究室、科学工業博物館という研究機能を持つ組織が企業や県市などの寄付金によって作られ、あわせて当該地方在住の人々（勤労者など）のための文化センター・学習センター的役割を果たしていたことが明らかにされている。また、文部省普通学務局第四課（のち社会教育課を経て社会教育局）は、大正12（1923）年度から昭和17（1942）年度まで、大学・直轄学校等に委嘱する成人教育講座を実施しており、同講座は主に地方都市での学内型大学拡張の一部を構成したこと、成人教育講座は、明治末期の通俗教育調査委員会以来の思想善導色が濃いものとして、同時代に長野県を中心に展開された農村青年の主体的学習活動である自由大学運動と比べて批判されるが、一方、第二次世界大戦後の社会教育局による大学開放講座の前身として位置付けられる取組であり、戦後の基礎を築いたという側面もあることも指摘されている。

第5章「学生巡回講演」では、大学拡張の担い手としての学生に注目し、展開期における主に関西圏の大学等が実施した学生巡回講演の実態を明らかにされている。日本の学生の大学拡張への関わりとしては、大正初期の学生による『大学評論』の刊行や、大正末から昭和初期にかけての東京帝国大学セツルメントが知られているが、学生による地方巡回講演も盛んであり、各校の弁論部・講演部および県人会が教員・校友（卒業生）や新聞社の協力を得て実施し大正末期頃に全盛期を迎えたことが、香川県の事例を引いて明らかにされている。

第6章「戦後の大学拡張—制度化期—」では、戦後の各種公開講座をめぐる動向を検討している。昭和21（1946）年の『米国教育使節団報告書』の勧告を受けて、戦前は制度外存在だった大学拡張は、その一部が公開講座として学校教育法第69条で「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」という条文が設けられた。また、社会教育局では社会教育法で公開講座を位置づけ、大学学術局では教育職員免許法および関連法を整備し、教員の新旧免許状切り替えという課題に応じる必要が生じたため、昭和25（1950）年以降、教員養成学部・課程を持つ各国立大学において公開講座としての「現職教育講座」が実施され、それを後押しするため、GHQ/CIEと文部省の共同による教育指導者講習（IFEL）には「公開講座」の科目も開設され新制大学における公開講座のあるべき姿が示されるなどの動きがあったことが示され、昭

和20年代半ばまで順調に法整備が進んだことが指摘されている。しかし、昭和30(1955)年頃には、緊縮財政により公開講座は退行を余儀なくされてしまったことは、旧制大学から新制大学へと改革が進む中、大学基準協会が昭和22(1947)年に作成した大学の最低基準である「大学基準」には公開講座に関する記述がなかったことも一因と考えられることが示されている。一方、占領下沖縄は、戦前唯一高等教育機関が存在せず、新設された琉球大学では、校外普及部(のち研究普及部)を設けて幅広い「普及講座」を実施していた。琉球大学の事例は、戦後の大学拡張にはオルタナティブな選択があり得たことを示していることが指摘されている。

終章では時代区分に従って日本型大学拡張の成立・展開過程をまとめるとともに、4つの論点について官立高等教育機関における大学拡張の実態を総括している。

第一は高等教育機関の自主性と組織性に基づく取組としての「大学拡張」とその多様性である。各機関が実施した取組は、学内型大学拡張から学外型大学拡張まで形態面で多様性が見られるとともに、対象者、目的、担い手においても様々であったことを確認している。

第二は「通俗」をめぐる相克という論点である。近代国家形成過程で設置された日本の高等教育機関には「通俗講談会」による学問の広報・普及啓発が求められた一方、大学拡張として提供する教育はあくまでも正規の大学教育と同水準であるべきであるという通俗性に対して批判も存在したことが示され、そのこと自体が日本の大学拡張の特徴でもあることが指摘されている。

第三は文部省通俗教育・社会教育施策との関わりについての論点である。萌芽期には大学の主体的取組に制約を課していた文部省であるが、波及期には奨励へと転じ、展開期ではより積極的に関わるようになり、戦後は制度化を促進させた。波及期以降、とりわけ展開期・制度化期における文部省による施策の展開が官立の高等教育機関に与えた影響は小さくなかったことが指摘されている。

第四は学内体制に関する論点である。戦前には大学拡張に関する業務は、多くが全学的な取り組みではなく個別の部局が担っており、戦後、社会教育局・大学学術局が大学拡張の専門部局を設けることを提唱したが、当時実現することはなかった点が指摘されている。

最後に今後の日本における大学拡張に関する研究課題として、①より精緻な研究の必要性、②詳細な運営の実態の解明、③海外の大学拡張関連の解明、④私学の大学拡張の研究の必要性、⑤大学拡張に関連する運動との解明、⑥本論文の対象時期を拡張

した研究の必要性が挙げられている。

#### [論文の意義と評価]

本論文は、日本における大学拡張の歴史研究であり、これまで断片的に行われてきた研究を乗り越え、資料を丹念に検討することによって総合的な研究としてまとめたものとして位置づけられる。

官立高等教育機関の大学拡張に関する一次資料を駆使し、またその関係者についても資料を十分にかつ丹念に収集・検討し、「日本型大学拡張」の特徴を整理しているものであって、先行研究を凌ぐ新たな研究成果であるといえる。単に官立高等教育機関の大学拡張の実態を明らかにするというだけでなく、大学拡張の対外的な意味や、学内での位置づけなどについても検討し、大学拡張の総合的な研究としての厚みを感じさせる論文になっている。

ただし、一次資料を駆使しているとは言えつつも、申請者も自覚している通り、大学拡張の運営の詳細な実態の解明には届いていないことも否定はできない。これは、大学拡張の学内的位置づけの問題にもよるものであって、資料の保管の状況やその収集などの点で考えてみてもかなり困難な作業ではあることが理解できる。ただ、是非、今後挑戦してもらいたい領域として指摘しておきたい。また、「大学拡張」を「大学拡張事業」として捉えるか「大学拡張運動」として捉えるか、事業・運動の理念の観点からの検討、時期区分を行った各期ごとの理念の変遷などの検討も今後さらに深められると研究がより総合的になるかと考えられ、今後の研究に大いに期待したい。

以上述べてきたように、研究内容については先行研究を越える論文になっており、問題意識、研究目的・研究方法に関しても本文中に明確に示されている。審査委員会は、本論文は、博士学位論文としてふさわしい論文であり、山本珠美氏に、博士（教育学）の学位を授与することが適当であると考えます。